

尼崎市24時間子育て電話相談窓口業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和7年7月16日時点

通し 番号	質問日	質問箇所	質問	回答
1	令和7年7月10日	募集要項 6	事業所が複数ある場合は全てにおいて提出が必要でしょうか。また、証明する書類については領収書でもよろしいでしょうか。	業務にあたる事業所が複数ある場合は、すべての事業所における証明書類をご提出ください。 なお、最近2年間の水道料金の請求額が確認できる書類(請求書等)及びその期間のすべての領収書を合わせて提出する場合に限り、滞納がないことを証明する書類として取り扱うことが可能です。
2	令和7年7月15日	仕様書 7	電話相談受付票(様式第1号)、業務実施報告書・月次(様式第2号)、業務実施報告書・年次(様式第3号)につきまして、それぞれの報告内容(項目)をご教示ください。 また、それぞれの詳細なフォーマット等は受託後にご相談させていただくことは可能でしょうか。	様式第1号から第3号を添付ファイル(7)から(9)に追加しましたので、報告内容等についてはそちらをご確認ください。 また、契約締結後の打ち合わせ時に、各様式のフォーマット変更等を含め協議を行います。
3	令和7年7月15日	仕様書 7(2)	「電話相談内容の記録及び報告業務」にあります、電話相談受付票(様式第1号)、業務実施報告書・月次(様式第2号)、業務実施報告書・年次(様式第3号)の各報告書について、児童相談所相談専用ダイヤル(0120-189-783)及びいくしあ総合相談(06-6430-9989)の転送元番号別にそれぞれ報告書を記載する形になりますでしょうか。	各報告書は、それぞれの様式に従い、受付回線(転送元番号)の実績内訳が分かるよう記載してください。

尼崎市24時間子育て電話相談窓口業務委託事業者の募集に係る質問及び回答について

令和7年7月16日時点

通し 番号	質問日	質問箇所	質問	回答
4	令和7年7月15日	仕様書 7(2)	<p>「すべての電話相談について、ファイル共有サービスを利用する等で速やかに貴市へ提出する」につきまして、</p> <p>①「電話相談受付票(様式第1号)」は貴市のみへの送付で、尼崎市児童相談所への送付は必要ない認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②(3)に該当する緊急性が高いと判断される場合を除き、翌開庁日の午前中等までに「電話相談受付票(様式第1号)」をご送付する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③想定されている「ファイル共有サービス」があればご教示ください。</p>	<p>①お見込みのとおり、電話相談受付票をはじめ、各様式はいずれもこども相談支援課に提出してください。尼崎市児童相談所への送付は必要ありません。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>③本市では主にファイル共有サービスShareRayを使用しています。</p>
5	令和7年7月15日	仕様書 7(3)	<p>「緊急性が高いと判断される場合には、速やかに尼崎市児童相談所に連絡すること」につきまして、尼崎市児童相談所の当番職員の方等へ即時に電話連絡をおこなう想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>